

## 令和2年度境港市地域福祉計画（第3期）策定・評価委員会 会議録

■ 日 時 令和2年11月6日（金） 午後1時55分～午後3時20分

■ 場 所 境港市役所 第一会議室

■ 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 委員長の選任

4 議事

（1）境港市地域福祉計画（第3期）の取組状況等について

（2）その他

5 その他

6 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）松下弘美、保坂史子、永井俊、小林豊、佐々木壮一、三好伸作、  
柏木香寿子、川口昭一、松下秀子、植田建造

（事務局）阿部英治（福祉保健部長）、坂田卓宏（長寿社会課長）、  
永井卓真（健康推進課長）、小川博史（子育て支援課長）、  
山根幸裕（福祉課長）、遠藤史章（福祉課係長）、  
今井洋介（福祉課主任）

（欠席者）佐々木健雄、渡邊冬樹

（傍聴者）なし

■ 会議要旨

1 開会（1時55分）

2 開会あいさつ

【事務局】

定刻より若干早いですが、みなさんおそろいですので、ただいまから令和2年度境港市地域福祉計画策定・評価委員会を開会します。

あいさつ

（福祉保健部長あいさつ）

【事務局】

ここで、新たにご就任いただきました3名の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

（名簿番号順に読み上げる）

**【事務局】**

なお、本日は、佐々木健雄委員、渡邊冬樹委員から欠席の連絡をいただいております。委員12名中10名の出席であり、過半数の出席をいただいておりますので、境港市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱第6条の2項により、この会は成立しております。

**3 委員長の選任**

**【事務局】**

それでは、次に、日程3の委員長の選出に入りたいと思います。

お手もとにお配りしております「境港市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱第5条」には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める、とありますが、いかがでしょうか。

(事務局一任の声)

それでは事務局案を提案させていただきます。

(異議なしという声)

ではそうしますと、委員長前の席へ移動をお願いいたします。

(席を移動)

委員長さん、一言ご挨拶を頂きたいと思います。

(委員長ひとことあいさつ)

ありがとうございました。それでは、要綱第6条第3項により、これからは委員長に議長として議事進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

**4 議事**

**【委員長】**

議事に入ります。(1)番の「境港市地域福祉計画(第3期)の取組状況等について」を、事務局から、説明をお願いします。

(取組状況について事務局が資料で説明)

**【委員長】**

ただいまの説明のところで、ご意見、ご質問はありませんか。

**【委員】**

ささえあいマップについてですが、社協さんと一緒に作成の検討はしたのですが、いかんせんコロナの影響で集会が中止となってしまいました。全市的には今どういう状況になっているか教えていただきたいです。

**【長寿社会課長】**

余子地区と同様にほかの地区でも、研修をされたり、生活支援コーディネーターが地区に伺う予定としていましたが、自治連合会さんの会合も軒並み中止となり前半はほぼ動けていなかったというのが現状です。

ただ、記載にありますように中浜地区さんにおいては、新聞等にも取り上げられましたが、10月に地区全体で避難訓練をされました。そのなかでも生活支援コーディネーターが入られ、中浜地区の方と実施についての協議をさせていただきました。

今後につきましては、まだ油断はできませんが、市の方としてもまた生活支援コーディネーターと連携を図りながら、マップ作成等のお願いに伺えたらと思っています。

また、同じ中浜地区のなかの小篠津町におかれましては、マップ作りを始められまして、はまる一ふバスで買い物支援にまで取り組まれている地区もあります。これが一気に市内全体に広がるとは思いませんけれども、そういった好事例もありますので、例えば機をとらえてそういった好事例を他の地区に行ったときに紹介させていただくとか、本当に出来ることから一つずつ再開させていただけたらと考えています。

**【委員】**

フレイル予防も休止に追い込まれていますが、ふれあいの家自体もやっていなかった。そのことで高齢者の健康状態も非常に懸念されていますけど、今食事の配食も大丈夫となって、直近の状況はどのようになっているのか把握されていますでしょうか。

**【長寿社会課長】**

おっしゃるように、自宅で自粛生活が長引きますと、どれほど影響があるのか具体的な分析はできていませんので、状況を説明させていただくこととなりますけれども、介護認定に関しましては、要支援と要介護の二つの段階がございます。ここ数ヶ月は要支援の認定を受けられた方が若干増えましたが、一方で要介護の方の人数はそう増えていませんので、比較的元気な方々が自粛によって体の機能が低下されたのか、休止によって影響を受けたのかは、今ようやくふれあいの家事業も再開された状況ですので、今後の状況を見ながら詳しく分析させていただきたいと考えています。

また、さきほどありましたフレイル予防ですけれども、昨年度のようにフレイルサポーターがまわらせていただいて、その場で各地域の方々のフレイルチェックをさせていただくのが本来の形だったのですが、コロナの影響でフレイルチェックにも制限が出ています。現状といたしましては、昨年度一

度フレイルチェックを受けられた方々を対象に、人数を制限させていただきながら、保健相談センターにお越しただいてフレイルチェックをさせていただいております。これは何が目的かと申しますと、昨年度受けられた方は二回目、三回目ということになるのですが、一度目を受けられてからの行動の変容によって、今回どのように状態が変わったのかを確認させていただいております。

#### 【委員】

年々お母さん方が核家族化やシングル化、就労率が高いことによって、知的障がいや発達障がいのお子さんがあるご家庭を支えていくのが難しくなっている現状があります。通っていらっしゃるお子さんの支援だけをするというような限られた支援だけでは、ご家庭の生活がうまく立ち行かないという危機に直面しております。ぜひそこにお母さん方を支援するようなことができなかと考えています。昨日たまたま西部の自立支援協議会というのがありまして、そこでも会長さんを含めてご相談をしたのですが、一つの提案としまして、例えば子育て世帯全ての世帯にケアマネ制度のようなものを最初からつける、私たちのときには三歳児健診で引っかかったときに「あなたのお子さんは障がいがあるかもしれません。」と言われ、そこに対しては自分の子どもに障がいがあると言われることを受け入れるのが苦しかったりとか自分のところだけ特別といったことに抵抗があって支援が使えなかったりするのですが、それは一律に子育て世代には子育てケアみたいなのが付くということで、平等であるといったことが成り立っていればそういう差別化もないのではないかと。

要保護児童がいる家庭の崩壊についても、まめにそういった相談をされることで、要保護児童の早期発見につながるのではないかと、またそこに行くまでの間のお母さん方のケアをすることで予防的なものができるのではないかと思います。そういう制度に向かうためにも、若い世代はラインを使えば気軽に相談できるので、境港独自の子育てラインアプリのような制度があれば壁が低くなるのではないのでしょうか。

高齢者だけではなく、子育て世代専用のケアマネージャーというのも確保して、子育ての全世帯に対してケアマネージメント計画といったものがつくような制度ができるとありがたいと思います。

#### 【福祉保健部長】

子育て世帯全てにケアマネージャーをつけてほしいというご意見だったと思います。どのような形でそういったことができるのかということは、少しお時間をいただいで考えさせていただきたいと思います。それから、ラインアプリということですが、今市のほうでは子育て支援アプリ、母子手帳アプリというのがあるのですが、少し勉強させてもらって、対応ができることに関しては対応させていただきたいと思います。

**【委員長】**

部長がお答えされましたが、一度に入れていくということにはできないと思いますので、少し長いスパンで考えていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

**【委員】**

高齢者の件で、元気な高齢者はことぶきクラブに入っているのですが、元気でない高齢者が心配というか、先ほど長寿社会課長からもありましたが今コロナの影響で集まって運動ができないので、いつ頃になったらせめて50～60人位集まって活動ができるのか考えているのですが、なかなかできないと考えています。

障がい児のプール教室などは高齢者ばかりが参加しているので、もっと50代、60代の方も関心をもってもらえたらと思います。

それからマップ作りは私も参加したのですが、なかなか民生委員からの情報がまわってきません。障がい者や高齢者の世帯の把握もいいと思いますが、一番心配なのは、高齢者と若い方がいる世帯もあって、昼間だけ高齢者のみとなる世帯も把握しておられるのかどうか、障がい者がおられる世帯も、普段施設などに通所しておられる方が何時頃にご自宅に帰ってこられるのかも把握しておかないと何かあったときに困るのではないかと思います。

そういったことも参考にして、マップ作りができたらいいなと思いますが、なかなか難しいです。私の住んでいる町では、1区でも180件位あるので、なかなか人数が多くなるので情報がつかみにくいです。昨年などはみんなで町内を歩いて確認したのですが、コロナ禍でなかなか皆さんできない状況です。来年度コロナがいつまで続くか、これが何とか良い方向にいけばいいなと思っています。

**【委員長】**

ご意見ありがとうございました。事務局から何かあればどうぞ。

**【長寿社会課長】**

情報共有の部分で一点だけお話をさせていただきたいと思います。個人情報のごお願いがあるのですが、避難行動要支援者名簿の情報というのは、自治会、民生委員、警察等が持っているのですが、これは情報提供に同意をいただいているものですので、防災目的であれば自治会でもお使いいただいてもよろしいのですが、すべからく皆さんで情報共有してよいというものではないと考えます。ですから、例えば1区で取り組まれる場合、1区の中かで防災目的に限定するように皆さんで意思統一をすれば情報を共有していただけると考えます。

ささえあいマップ作りでは地区の色々な方が参加され、各地区ごとに援護員さんもいらっしゃると思います。そういった方も高齢者や障がい者の情報を持っておられると思います。情報を共有するには世帯の同意が必要になると思いますが、それぞれが持っている情報を持ち合って作っていくのがささえあい

マップ作りであると考えています。

今後はそういったことを踏まえて再開していただけたらと思います。

#### 【福祉課長】

高齢者については民生委員の方のご協力で高齢者実態調査の折に名簿を作成しているのですが、障がいのある方の要援護者名簿については、対象が身体障がいは1級、2級、知的障がいの療育Aの方、精神手帳1級や難病の方を対象としています。その方にこちらからご案内をしまして、こういった制度がありますが登録されますか、されませんかとお聞きしまして、ご同意をいただいた方のみを登録させていただいております。現在障がいの方については300人弱の登録があります。

それからプール教室のボランティアの件につきましては、障がい児者育成会さんがやられているのですが、市民プールで水泳教室を、体育館でトランポリン教室をやられているのですが、委員さんにもトランポリンのお手伝いをしていただいておりますし、私もお手伝いをしています。

また、福祉課の職員も水泳教室を支援しています。

ボランティアの募集に関しては社協内のボランティアセンターさんのほうでもかなり力を入れていただいているところですが、なかなか広がっていない状況です。

また社協さんと協力しながら募集に力を入れていきたいと思っています。

#### 【委員】

以前私も市民総合ボランティアセンターの会長をしておりますが、ボランティアセンターが社協に移管しまして1年経ったので様子を伺っていたところですが、社協会長の方から委員会を作るからということで、青年会議所の会長さんを入れて6名で委員会を発足し、私が委員長になりました。

育成会のトランポリンだけでなくプールやボランティア支援についても手帳を作ってもらって幅広く募集していかないといけないのかなと考えています。以前は市役所のOBさんもメンバーに入っていたので、市民総出で盛り上げていかないとボランティアセンターが成り立たないと思います。

もう一度PRをして盛り上げていけたらと思いますので、ご協力をお願いします。

#### 【委員】

フレイル予防についても、コロナに負けずにしっかりやっていただきたいです。

#### 【委員長】

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。  
続いて事務局から2番の説明をお願いします。

**【福祉課長】**

成年後見制度利用促進計画と地域福祉計画の関連等についての説明

**【委員長】**

成年後見制度等の説明がありました。何か質問等がありますか。

**【委員】**

成年後見人として選任された人が、本人の意にそぐわないようなお金の使い方をされるようなケースがあったり、例えば子の障がい者年金が支給されたときに、母が外食したとかいった場合でも、正しい手続きを踏まえていないと犯罪とみなされるので、なかなか踏み込めないといったこともあると思います。

受けられる方の人生に大事なそのお金を、お預かりするという事で、監督人さんもすごい重圧があるだろうなど。尻込みするだろうし、受ける人も増えていかないだろうという不安があります。

そこで私たちが思っているのは、個人ではなく社協などの公共団体が受け皿となってもらえたら安心できるという話が出るのですが、実際に成年後見制度に足を踏み入れるのかということ、そこには不安があります。

自分たちが元気なうちに持っているお金を託すという家族信託の方法もあると思うので、もっと利用しやすい制度改正と、選択肢を増やすという意味でも環境を整えていただかないと、この制度だけが独り歩きしても、安心感がないままお願いすることはできないというのが正直なところではあります。

**【福祉課長】**

いわゆる成年後見人ということで、どういう人がなるのかということですが、けれども、ご親族の方がなられる場合もありますし、法律の専門家である弁護士、司法書士等がなられる場合もあります。それから社会福祉士等がなられる場合もあります。また先ほど話題に出ていましたが、法人後見と言いつつ、専門機関が法人として受ける、そこで法人のなかの個人が担当を受け持つといったやり方もあります。

**【長寿社会課長】**

補足させていただきたいと思います。なぜこういったことを市町村で取り組むのかということですが、成年後見制度を必要とされる方々が今後増えるだろうと予想されています。ではそういった方々がどこに相談したらよいかということ、皆さんも非常に不透明だと思います。

そういったところで、鳥取県西部で見ますと、米子にネットワーク伯耆さんという法人さんがありまして、西部圏域の相談を一手に引き受けている形になっております。一方で何でも相談を引き受けているような形になっておりまして、成年後見のことかと思ったら、実は市町村が受けるべき介護のことであつたりといったことが結構あるようで、そういった行き違いがあるとご相談の対応も遅れますので、そうではなく境港の住民であれば市役所のこ

こに聞けばよいといった窓口を作る目的があります。

併せて、国は各市町村に成年後見制度の利用促進を図るように言うておりまして、中核機関と呼ばれる窓口と計画の2つを令和3年度末までに整備し、日本全国どこでも同じ制度が使える体制を目指しています。

それに向けて、実際に成年後見を使う高齢者であり、障がい者であり、幅広く福祉全般の方が対象になるので、来年度に皆様にご意見を伺う形になると思うのですが、地域福祉計画のなかに盛り込ませていただけたらと考えています。そういった形にするためには、社協さんであったり、弁護士の先生、法人さんなども含めた協力体制を構築する必要がありますので、その辺も含めて詰めていけたらと思っています。

#### 【委員長】

10年ほど前には成年後見制度の話も民生委員によくあったが、あまりにも難しいことと話が錯綜した経験がありましたので、これからは地域福祉計画に盛り込むことは必要だと思います。

載せることと併せて、ワンポイントで窓口をどこか一つにしないと、相談される方が迷うと思います。もうひとつはそれを発見したら誰がどこに相談するのか、民生委員が抱えるのではなく、社協でもいい、福祉課でもいい、窓口をひとつにしないといけないと思います。

民生委員協議会の会長はそういう風な形にもって行ってください。

#### 【委員】

一度成年後見人に選任されると絶対外れないと聞いたことがあるのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

#### 【長寿社会課長】

お金をだまし取るなどした場合は罷免されます。今の制度では一度選任されたからといってそれがずっと続くというものではないと認識しています。

もう少し制度については勉強させていただきたいと思います。

#### 【委員長】

以上で議事は終了します。その他何かございませんか。無いようでしたら以上で終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

終了 午後3時20分

#### ※配布資料

##### 資料

- ・境港市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱
- ・境港市地域福祉計画策定・評価委員会委員名簿
- ・境港市地域福祉計画（第3期）の取組状況